

第1節 行為の制限について

各区域・地区の景観形成にあたっては、「景観形成に関する方針」に基づく各種取り組みを進めるとともに、周囲の景観への影響が特に大きいと想定される行為（後述、以下景観形成行為）については、「届出制度」による景観誘導を行います。

具体的には、景観形成行為を行う区域・地区の「景観形成に関する方針」及び「景観形成基準」に沿った計画・設計に努め、行為着手の30日以上前の届出^{※1}が必要になります。届出された内容は、市による適合判定審査が行われ、景観形成基準に不適合と判断される場合には、助言・指導・勧告等による景観誘導を図ります。

なお、届出を行わずに景観形成行為に着手した場合には、罰則が適用される可能性があります。また、なるべく早期の段階での届出や、必要に応じて事前相談を行うことが望まれます。

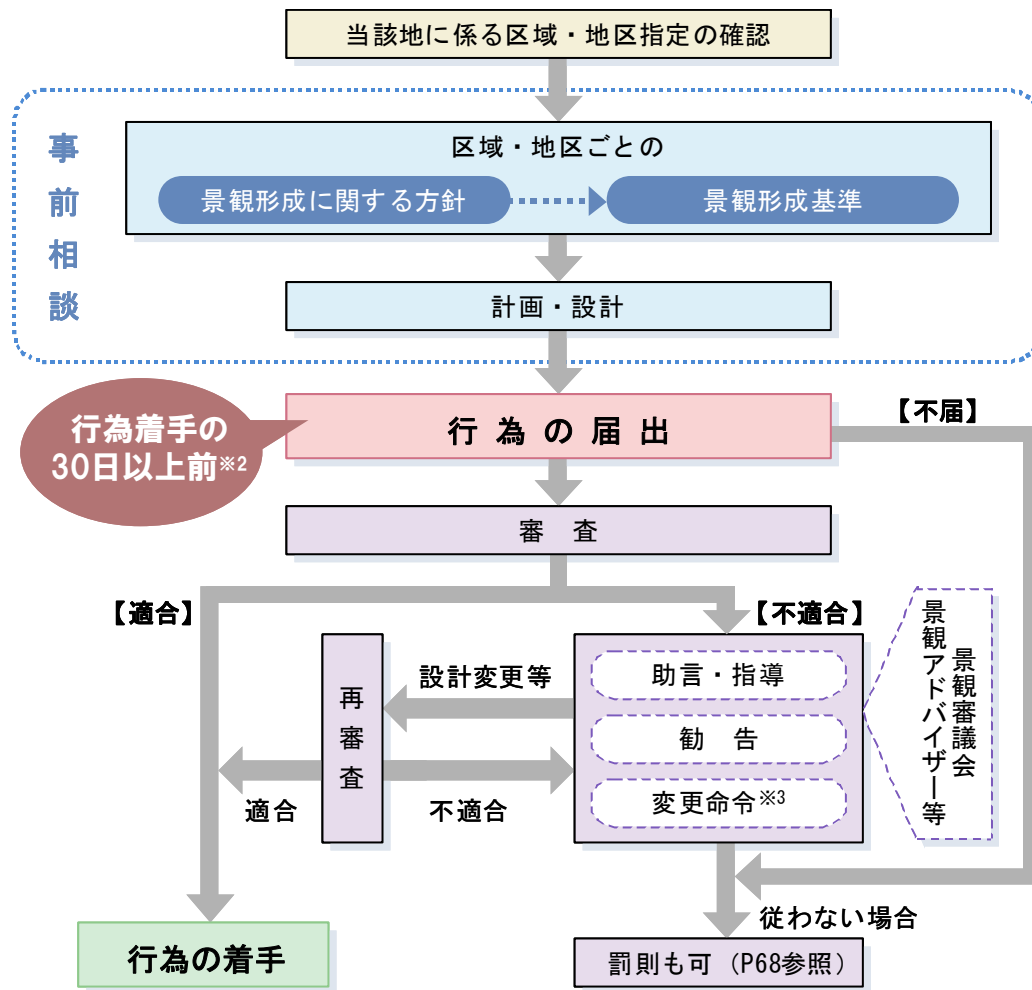


図. 行為の届出から着手までの流れ

- ※1 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、通知が必要になります。
- ※2 市長は、届出に係る行為が良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める場合には、期間を短縮することができます。
- ※3 変更命令は、特定届出対象行為として条例で定める建築物・工作物の形態・色彩等の意匠の制限が対象となります。